

平成26年度「業務委託、工事、物品購入などの公共調達について」
「結果」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
46	<p>Ⅲ. 公共調達に関する全体的結果及び意見</p> <p>7. デジタルカメラ等の扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約分割による見積徴収の回避について <p>上表のとおり公園緑地課、下水道維持課、教育総務課及び教育支援課においては、同一予算を財源として同一日ないし1か月以内にデジタルカメラを複数回の支出負担行為により発注しているものがあった。</p> <p>奈良市契約規則第18条の2第2項第5号により、随意契約において見積書の徴収が省略することができる基準は1件の予定価格が3万円未満の契約をすときと規定されており、上記は全て見積書の徴収は行われず購入されていた。</p> <p>しかし上記のように発注が分割されているのは見積徴収を回避するためと考えられる。不適切な分割発注は行わず、価格の妥当性検討という本来の職務が適正に果たされるべきである。透明性のある公共調達に一層の意を払うよう意識を変える必要がある。</p>	指導監察課 (下水道維持課) (教育総務課)	措置済	<p>地方自治法第2条第14項において、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないとの規定があり、また、地方財政法第4条には、地方公共団体の経費は、その目的を達するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならないとあります。</p> <p>このことから、地方公共団体の契約方法は、一般競争入札が原則であり、随意契約は法令等の規定に合致した場合に行うことができる例外であることを踏まえ、意図的、恣意的に契約を分割しているのではないかと疑念をもたれるような同一の者と少額な随意契約を複数回行うことは厳に慎み、その契約方法に合理的な理由があるのかどうかを再度確認するように平成27年7月3日付け奈会契指第144号において主務課長に通知し、周知徹底を図りました。</p>	平成27年9月30日現在
47	<p>Ⅲ. 公共調達に関する全体的結果及び意見</p> <p>7. デジタルカメラ等の扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタルカメラ等を備品として取り扱うべきことについて <p>奈良市会計規則では、備品とは「1品又は1組の取得価格又は評価価格が30,000円以上のものであって、その性質形状を変えることなく、比較的長期間にわたって使用に耐えるもの及びその性質は消耗品に属するものであっても形状の永続性のある標本又は陳列品である物品」と規定されている（奈良市会計規則第46条第1号本文）。一方、消耗品とは「性質形状が1回又は短期間の使用によって消費されるもの又は贈与を目的とするもの」とされている（奈良市会計規則第46条第2号）。備品として処理する金額要件は30,000円以上とされているため、30,000円未満で購入されたデジタルカメラやデジタルビデオカメラ（ムービー）などは全て消耗品として処理されている。</p> <p>しかし、一般世帯におけるデジタルカメラの平均使用年数は4.5年程度であり（内閣府消費動向調査）、「その性質形状を変えることなく、比較的長期間にわたって使用に耐えるもの」に該当する。また情報セキュリティの観点から、デジタルカメラにもパソコンと同等の管理をすべき旨を市としても認識しているとのことであり、実質として一台ごとの個別管理が標準とされている。</p> <p>よって、現状の消耗品としての整理は妥当ではなく、デジタルカメラ等については金額基準に関わらず備品として処理及び管理することが必要である。奈良市会計規則においても「ただし、取得価格等が30,000円未満であっても会計管理者が必要と認めたものは、備品とすることができる。」（奈良市会計規則第46条第1号但書）とされているため、運用により即時に対応可能である。情報セキュリティの観点からは、現に保有されているデジタルカメラ及びムービーについても即時に備品としての管理が求められる。</p> <p>備品に該当すれば、「その性質又は形状によりやむを得ないものを除き、備品には一品ごとに「ラベル」をはりつける等市有備品であることを明らかにしておかなければならない」（奈良市会計規則第54条）し、備品台帳（奈良市会計規則第70条第1号セ）に登録して管理することが必要になるため、情報セキュリティの要請に応える実効的管理が可能となる。また安易に買い替えようとする意識への抑制となることが期待される。</p>	会計課	措置済	<p>平成28年3月25日付け奈会号外「デジタルカメラ・デジタルビデオカメラの取り扱いについて（通知）」により、デジタルカメラ及びデジタルビデオカメラについては、平成28年度から金額にかかわらず備品として取り扱うこととしました。</p>	平成28年3月31日現在

平成26年度「業務委託、工事、物品購入などの公共調達について」

「結果」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
51	<p>Ⅲ. 公共調達に関する全体的結果及び意見</p> <p>8. 障害者の就労支援に資する調達の活用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の就業や自立支援に関する統括的機能の発揮について <p>上記のように、3号随意契約とすべきところを2号随意契約として執行していた事例が複数部局で見受けられたことを契機に、障害者の就業や自立支援に関して市が委託事業をどのように活用していくのかということをも市全体として統括する機能がいないということが大きな課題として浮かび上がった。そこで第3次奈良市障害者福祉基本計画をみたところ、障害者の雇用・就業への支援施策として以下のような記載（※）がある。</p> <p>※記載内容抜粋・・・【事業】 就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）、【取組（施策）】：福祉的就労の充実、【内容】：事業所の経営力強化に向けた支援、共同受注化の推進等、福祉的就労における工賃の向上に向け、公民一体となった取組を進めます。また、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入・調達を推進します。</p> <p>障がい福祉課に照会したところ、これは国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（いわゆる障害者優先調達推進法）を念頭に置いたもので、3号随意契約を射程にしたものではなく、障害者の就業や自立支援に関する施策等に関して、市が実施する委託契約の活用についてまでは、検討に至っていないとの回答であった。</p> <p>しかし、障害者優先調達推進法の対象とする障害者就労施設には、3号随意契約が対象とする障害者支援施設等が含まれているから、障害者優先調達推進法に沿って市が障害者就労施設等から物品調達や役務提供を受けるためには、3号随意契約によることになると考えられる。制度趣旨からしても、障害者優先調達推進法と3号随意契約は一体運用されるべきものであろう。</p> <p>市が3号随意契約として公表している一覧でも、シルバー人材センターとの契約しか見受けられない。優先調達推進法により求められている障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要についての公表もない。公表すべき実績がないとする一方で、3号随意契約とすべき委託業務が2号随意契約として処理されていたことは、障害者就労支援等の施策が各課ごとの裁量に委ねられてきたという現実を示すものであり障害者優先調達推進法により課された責務を果たすためにも、障害者就労施設等からの調達に関して統括機能の具備も含めた組織的な対応を要するところである。</p>	<p>契約課 障がい福祉課</p>	<p>措置済</p>	<p>平成30年8月31日付けで「奈良市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し、その中で、3号随意契約についても活用していくよう定めており、現在、障害者優先調達推進法による調達とともに、関連部局においては、3号随意契約を活用して契約を結び、事業を実施している事例もあり、全庁的な周知を進めてまいります。</p>	<p>令和元年9月1日現在</p>
57	<p>Ⅳ. 公共調達に関する個別結果及び意見</p> <p>1. 総合政策部</p> <p>(1) 広報広聴課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約理由の不記載について（法律相談業務委託） <p>上記の委託契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約であるが、随意契約に関する理由書には根拠条文番号「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」のみが示されている。しかし、上記の「随意契約理由」が記載されず、契約の相手方が奈良弁護士会でなければならないかについての具体的な理由が記載されていない状態であった。</p> <p>一般競争入札が原則とされている中で、随意契約は例外的な契約方法であることから、契約手続きの透明性の向上や市の説明責任の観点から、2号随意契約をするには、その理由を十分検討し、随意契約理由書等において明確に説明する文章をもって文書化しておく必要がある。</p>	<p>広報広聴課</p>	<p>措置済</p>	<p>平成27年度からは、法律相談業務委託の実施起案に「法律相談には法律や訴訟に熟知していることが求められることから弁護士を置くことが最適である。週2日、定期的に行う業務であることから当日の担当弁護士の事故等の緊急時に備え、代替弁護士を派遣するなど、臨機応変な対応が出来る組織であることが必要である。相談者が相談しやすい事業とするため、中立的立場にある組織であることが望ましい。これらの条件に対応できるものは、奈良弁護士会だけである。」との随意契約理由を記載しました。</p>	<p>平成27年9月30日現在</p>

平成26年度「業務委託、工事、物品購入などの公共調達について」

「結果」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
59	<p>IV. 公共調達に関する個別結果及び意見</p> <p>2. 総務部</p> <p>(1) 管財課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品書日付の不実記載について（オートマチックトランスミッションフルード交換一式） <p>（上記は下水道事業で利用する特殊車両の修繕料である。同じ支払日に同じ摘要の修繕料が同じ支払先に対して同額で3件支出されていた。）上記の支払い3件について一括せずに分割した理由を質問したところ、書面上は同一納品日かつ同一支払日となっているが、実際には修繕の時期がそれぞれ一定期間ずつずれており、それをまとめて支払処理するために納品日を同一日で記入したとの回答があった。</p> <p>このような不実記載は事実の事後検証を困難にする行為であり、職責が問われる行為である。事実をそのまま文書化することがすべての基本であり、行政事務の正当性を説明する証となる。事務に対する意識を変える必要がある。</p>	管財課	措置済	<p>不実記載の発生を防止するため、「部品・修理発注何書」を活用して、発注日の管理を行いました。そして、支出負担行為何書の現品確認日及び検収日欄で納品の確認を行った後、支払い処理後に支出負担行為と支出命令の番号を「部品・修理発注何書」に記載し、発注から納品までの過程を把握できるようにすることで、チェック体制の強化を行いました。</p>	平成28年3月31日現在
62	<p>IV. 公共調達に関する個別結果及び意見</p> <p>3. 市民生活部</p> <p>(2) 病院事業課（平成26年度においては医療政策課。以下同様。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約理由の不記載について（奈良市立休日夜間応急診療所診療業務） <p>市立休日夜間応急診療所は、奈良市における救急医療体制の一次救急医療機関として位置づけられている。そのため、休日夜間応急診療所では、診療時間内において医師を確保し、診療行為を速やかに実施できる体制を確実に整えておく必要がある。</p> <p>市は奈良市医師会が、市内にある医療機関の医師、そこに勤務する医師が加入する団体であり、休日夜間で医師を確実に確保できる団体であるという理由で、当該団体と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約を締結している。しかし、随意契約を締結した理由が起案書類等に明記されていなかった。</p> <p>随意契約は一般競争入札の例外であり、随意契約の理由について、起案等に明確に説明する文章をもって文書化しなければならない。</p>	病院管理課	措置済	<p>今回の監査により指摘された随意契約理由の不記載については、平成27年度の起案から「休日夜間応急診療所は、奈良市における救急医療体制の一次救急医療機関として位置づけられており、医師を確保し診療行為を速やかに実施できるよう体制を整えておく必要があります。奈良市医師会は、市内にある医療機関の医師やそこに勤務する医師が加入する団体であり、休日夜間で医師を確実に確保できる団体という理由から当団体と地方自治法施行令第167条の2第1号第2号に基づく随意契約をするものです。」との文書を追加し、明確化いたしました。</p> <p>随意契約の理由の記載については、十分に注意を払って適切に行ってまいります。</p>	平成27年9月30日現在

平成26年度「業務委託、工事、物品購入などの公共調達について」
「結果」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
68	<p>IV. 公共調達に関する個別結果及び意見</p> <p>3. 市民生活部</p> <p>(4) 月ヶ瀬行政センター地域振興課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約分割による競争入札の回避について（草刈作業業務委託） <p>月ヶ瀬地内における草刈業務の3件の契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約となっている。作業路線ごとにそれぞれ単独の業務として契約している。各契約における作業路線は以下の通りとなっている。（※地図省略）</p> <p>このように3つの路線はそれぞれ隣接する箇所であり、工期及び業務内容も同一となっているため、路線ごとに契約を分ける必要性に乏しいが、路線が異なるという理由のみで分割して契約発注されている。そのため、それぞれの契約が各業者との地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約となっているが、業務を一括して発注していれば予定価格が50万円を超え、一般競争入札が必要であった（奈良市契約規則第17条の2）。契約を分割することにより恣意的に予定価格を下げて随意契約を締結することは、地方自治法の趣旨に反する行為である。また、業務の規模を大きくすることによりスケールメリットを享受できるため、契約金額全体が安価となる可能性もあった。</p> <p>不適切な分割発注は行わず、競争入札等による公平性と透明性の確保に尽力して本来の職務が適正に果たされるべきである。透明性のある公共調達に一層の意を払うよう意識を変える必要がある。</p>	月ヶ瀬行政センター地域振興課	措置済	<p>月ヶ瀬地区内における草刈業務3件のうち、月ヶ瀬長引地内の2件については、平成27年度から業務を集約し、一括発注しました。なお、月ヶ瀬桃香野地区の1件については、一括発注しても、別発注する場合と経費率は同じであること、また、現場が約2km離れており、作業効率を重視することから別発注とします。</p>	平成27年9月30日現在
80	<p>IV. 公共調達に関する個別結果及び意見</p> <p>5. 保健福祉部</p> <p>(1) 福祉政策課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車輛関係費用の過剰負担について（奈良市月ヶ瀬福祉センター管理業務委託） <p>この予算の積算書の中に事業に供する車輛2台分の費用として573千円が積算されていたが、業務受託者の奈良市社会福祉協議会は当該指定管理業務のほかに自主事業も行っており、車輛2台を両業務に共用していた。その使用割合を平成26年5月～7月の3か月間で確認したところ、指定管理業務への使用率は下記（※）のとおりであった。</p> <p>※・車種：プロボックス、総距離：5,508 km（うち指定管理業務に使用：187km）、使用率：3%</p> <p>・車種：軽トラ、総距離：501km（うち指定管理業務に使用：483km）、使用率：96%</p> <p>平成25年度の車輛関係の支出額573千円を上記の車種ごとの使用率に応じて按分すると、約493千円は過剰に負担していると計算される。奈良市社会福祉協議会の自主事業への車輛供用に対応する金額については、市の過剰負担となるので指導が必要である。</p>	地域福祉課	措置済	<p>平成28年度から走行記録簿を基に事業ごとの走行距離を算出し、使用割合に応じて費用計算をして、指定管理の費用を適正に算出しました。その結果、奈良市社会福祉協議会の自主事業分の過剰負担は、解消されました。</p>	平成29年3月31日現在

平成26年度「業務委託、工事、物品購入などの公共調達について」

「結果」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
82	<p>IV. 公共調達に関する個別結果及び意見</p> <p>5. 保健福祉部</p> <p>(2)障がい福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 履行確認の実施について（奈良市友愛バス優遇措置事業委託） 当該委託業務に関する履行確認が実施されていない。 友愛バス優遇措置事業では、対象者は乗車証を提示すればエリア内の乗車が無料になる。そのため、ICカードを使う乗車とは異なり乗車記録が残らず、利用人数を正確に把握することが難しい。障がい福祉課の担当者への聞き取りによると、乗車人数の記録が残らないことが、履行確認を実施できていない理由であるとのことである。 しかし、実際の利用人数を把握しなければ、当該事業がどれほどの効果をもたらしているのか、どれだけ市民の役に立っているのかを計ることはできない。また、奈良交通株式会社に支払われる委託料は、実質的には優遇措置を受ける者のバス運賃であり、乗車人数を把握しなければ支払った委託料が妥当な水準であるのか検証することができない。随意契約であっても、地方公共団体はその事務を処理するにあたっては、最少の経費で最大の効果を挙げられるようにしなければならないのであるから（地方自治法第2条第14項）、障がい福祉課は契約価格の妥当性を検証するという意味でも、履行確認は実施しなければならない。 乗車人数のアンケート調査は平成23年度に実施されているが、それ以降の実施はなく、利用状況が変化していることも想定される。乗車人数を測定するには、対象者の乗車時に運転手が人数を記録する方法等が考えられる。この場合、乗車人員数の測定に追加の作業が発生することは理解できるが、全乗車人数を正確に把握する必要はなく、期間を限定して乗車人数の記録を求め、そこから年間の乗車人員を推定するなど、把握方法については検討の余地がある。 毎年多額の委託料を支払っていることを勘案すると、何らかの方法で乗車人員を把握すべきであって、受託者に報告を求めべき事項と考えられる。マニュアル管理の手間と正確性確保等検討すべき問題はあがあるが、現状のまま放置するべきではない。 	障がい福祉課	措置しない (対応不可 能)	<p>本委託業務に係る契約金額の妥当性検証には、年々増嵩している利用者の延べ人数やその乗車区間、運賃相当額総額等のデータが必要となります。バスは運転手一人で運行されているため、運転手が記録をすることは実質不可能です。そのため、ICカードによる利用実態の把握が有効ではありますが、利用者特性から実効性についての検証や、また障害がある方の障害の態様は様々であるため、ICカードの導入は困難と考えています。</p>	令和元年9月1日現在

平成26年度「業務委託、工事、物品購入などの公共調達について」
「結果」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
85	<p>IV. 公共調達に関する個別結果及び意見 5. 保健福祉部 (2)障がい福祉課 ・複数の委託料の使途混同について（相談支援事業委託） 社会福祉法人奈良市社会福祉協議会（以下、「市社会福祉協議会」）が運営を受託している総合福祉センター事業所は総合福祉センター内に設置された相談所であり、監査対象年度においては、専任相談専門員1名（以下、「A」）と、奈良市地域自立支援協議会（以下、「自立支援協議会」）の事務局職員との兼任相談員1名（以下、「B」）の計2名によって運営されていた（相談支援事業）。しかし、総合福祉センター事業所の収支決算書には専任職員A分の給料しか計上されていない。 また、障がい福祉課は自立支援協議会の運営についても社会福祉協議会に委託しており、当該運営委託に関しては、相談支援事業とは別に収支決算書が作成・報告されている。自立支援協議会運営委託の収支決算書の中にも職員手当の支出がみられたため、障がい福祉課の担当者にその内容を確認したところ、こちらも専任職員Aの職員諸手当であるとの回答があった。また、社会福祉協議会は総合福祉センターの指定管理料にも適定されているため、兼任職員B分の給料については、委託料からではなく総合福祉センターの指定管理料から支出されているとのことである。以上の内容をまとめると、下記（※）のようになる。（スキーム図省略） ※専任職員A分給料…総合福祉センター事業所委託料（給料）及び自立支援協議会運営委託料（職員諸手当）、兼任職員B分給料…総合福祉センター指定管理料 しかし、総合福祉センター指定管理の仕様書上で指定管理者が実施すべき業務として挙げられているのは、以下の5つ（※◆ 障害者福祉センターみどりの家の設備及び備品類の管理運営、同センターでの障害者に対するサービスの提供等、◆ 生活介護みどりの家の設備及び備品類等の管理運営、同施設での生活介護に係る事業（主として知的障害者に係るもの）の運営等、◆ 生活介護やすらぎ広場の設備及び備品類等の管理運営、同施設での生活介護に係る事業（主として身体障害者に係るもの）の運営等、◆ 体育館の設備及び備品類等の管理運営、同施設でのスポーツ・レクリエーション事業等、◆ センター利用者送迎バス（みどり号）の管理及び運行事業）であり、総合福祉センター事業所や相談支援事業に関することは指定管理の業務範囲に含まれていない。 そもそも、指定管理の業務内容に相談支援に関するものは含まれていないのであるから、相談所職員Bの人員費を指定管理料から支出すべきではない。また、職員Aは相談支援事業所の専任職員のため、Aに係る給料を自立支援協議会運営委託料から支払っているという点も、委託料の使途を誤っていると看做ざるをえない。総合福祉センター事業所の職員2名の人員費は、それぞれ下記（※）の事業費財源から支出すべきであり、修正報告とともに精算等の手続きが必要である。 ※専任職員A分給料…総合福祉センター事業所委託料、兼任職員B分給料…総合福祉センター事業所委託料及び自立支援協議会運営委託料 また今後において、障がい福祉課は、市社会福祉協議会に対して、委託料及び指定管理料を適切な使途で使用し、収支決算書に正確に反映するよう監視し指導すべきである。特に市社会福祉協議会は市の外郭団体であるため、他の団体以上に取引の透明性が求められることに十分に留意されたい。</p>	障がい福祉課	措置済	<p>平成26年度から総合福祉センター事業所を休止したため、指摘にある総合福祉センターの指定管理料から相談支援事業に従事する職員への給与支給が起こることはなくなりました。しかし、市社会福祉協議会には他の事業所での相談支援事業や他に複数の業務委託をしているため、指摘を受けた後、契約に適さない形での人員配置にならないよう指導を続けていましたが、平成29年度の実績において、人員配置の適正化が完了しました。今後は、適切な財源から給与支給が行われていることを確認していきます。</p>	令和元年9月1日現在
88	<p>IV. 公共調達に関する個別結果及び意見 5. 保健福祉部 (3)保護第一課 ・契約分割による見積合わせの回避について 保護第一課においては、生活保護者に対する郵便物の郵送のため、課の連絡先が印字された窓あき封筒を各回3,000枚ずつ繰り返し同一業者に発注している。 平成25年度においては、奈良市契約規則第18条の2第2項第5号により、随意契約において見積書の徴取が省略することができるという基準は1件の予定価格が3万円未満の契約をするときと規定されており（平成26年度からは1件あたり5万円未満の契約と規則が改正されている）、上記の負担行為に関して見積徴取は一切行われていない。 このようにその都度発注が行われているのは、発送内容によって郵便料金が異なるため、印刷の様式も異なることや（料金後納の場合や市内特別郵便の場合がある）、予算が部内の一か所にまとまっていないためとのことである。しかし、毎年大よその必要枚数は予測できるため、課独自で年間発注予定分の見積合わせを行った上で、単価契約先を決定するなどの方法を取り、価格の妥当性検討という本来の職務が適正に果たされるべきである。 課毎に異なる連絡先の印字が必要ということで、当該封筒は市全体の共同購入物品には含まれていないが、同一住所表示の市庁舎内で課名が異なるだけであれば、共同購入物品として発注を試みることも検討に値するものとする。</p>	保護第一課	措置済	<p>平成27年度の契約において、単価契約の見積もり合わせを実施し、落札業者との印刷製本単価契約を行いました。</p>	平成27年9月30日現在

平成26年度「業務委託、工事、物品購入などの公共調達について」

「結果」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
96	<p>IV. 公共調達に関する個別結果及び意見</p> <p>5. 保健福祉部</p> <p>(5) 介護福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託料支払額の不合理な分割について（要介護認定調査業務委託） <p>契約書によると、当該契約の委託料は、平成25年4月、6月、8月、10月、12月、平成26年2月の計6回に分けて支払うこととされており、各回の支払額は以下のようになっている。（中略）</p> <p>要介護認定調査は年間を通して行われる業務であり、調査量の季節的な変動はさほど見受けられない。にもかかわらず上記のように各回の支払額は区々であり、特に4月と10月に相対的に多額の支払いとなっている。受託者である社会福祉法人奈良市社会福祉協議会（以下、「市社会福祉協議会」）の資金繰りに配慮したものである。</p> <p>役務の提供に応じた支払という原則に反した契約内容と支払がなされている。しかも委託先の都合のためだけに委託料支払額を時期によって増減させるのは、資金的融通に相当する行為であり、委託契約の枠を超えた別次元の判断を要するものである。加えて、その相手先は市の外郭団体であり、他の団体との取引以上に、市はその公平性と透明性の確保に努めるべきところ、このような契約が決裁されたことは不適切である。決裁を通じた市職員によるチェック機能が有効に機能しているのか疑問を抱かせる契約内容である。</p> <p>介護福祉課は当該委託業務の委託料支払額の分割方法について、改める必要がある。</p>	介護福祉課	措置済	<p>要介護認定調査業務委託につきましては、平成27年度の契約より2箇月に1回、計年6回分を同額で分割支払することとしました。</p>	平成27年9月30日現在

平成26年度「業務委託、工事、物品購入などの公共調達について」

「結果」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
103	<p>IV. 公共調達に関する個別結果及び意見</p> <p>6. 子ども未来部</p> <p>(1) 子ども政策課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約理由の希薄さについて（奈良市立認定こども園都跡幼稚園園児等参加型園庭づくり業務委託） <p>上記の委託契約について、起案等における随意契約理由の記載は上表のとおりであり、それだけである。これでは契約者が業務の実施能力を有していることを示しているのみであり、他者では当該業務が実施できないという点については言及がなく、随意契約を締結する事由としては不十分である。</p> <p>本来的な競争に依らず随意契約とするのであるならば、どのような調査を行ない、どのような理由でその1者しかないと判断したのかという過程と理由について具体的に説明できることが必要であり、それを随意契約理由書として文書化しておくことにより行政の説明責任が果たしうものと考えられる。契約者が当該業務の実施能力を有しているということのみならず、他者による当該業務の実施可能性を検討し、随意契約理由書において明確にしておく必要がある。</p> <p>また、このような「過去に例のない取り組み」である場合には、外部から広く知見を得ることも有益であると推察されることから、安易に随意契約を選択するのではなく、総合評価方式による入札など、なるべく競争性、透明性が確保される方法を検討すべきである。</p>	子ども政策課	措置済	<p>本件と同様の取り組みを実施する場合、今回の指摘事項も踏まえ、契約にあたっては、「公募型プロポーザル方式」や「総合評価方式」による入札など、競争性、透明性が確保される方法を取り入れることとし、平成26年度に「子どもと子育てにやさしいまちづくりフォーラム」を開催しましたが、その際「フォーラム」開催を専門事業者の企画提案を取り入れ、業務委託により実施することとし、平成26年10月には受託事業者を「公募型プロポーザル方式」により選定しました。</p>	平成27年9月30日現在
105	<p>IV. 公共調達に関する個別結果及び意見</p> <p>7. 保健所</p> <p>(1) 生活衛生課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約理由の希薄さについて（犬・ねこ捕獲等及び抑留施設維持管理業務委託） <p>上記の委託契約は清美公社と2号随意契約により契約しており、その随意契約理由は上記のとおりである。但し、これは契約者が業務の実施能力を有していることを示しているのみであり、他に委託しうる団体がないという点については言及がなく、随意契約を締結する事由としては不十分である。</p> <p>本来的な競争に依らず随意契約とするのであるならば、どのような調査を行ない、どのような理由でその1者しかないと判断したのかという過程と理由について具体的に説明できることが必要であり、それを随意契約理由書として文書化しておくことにより行政の説明責任が果たしうるものと考えられる。契約者が当該業務の実施能力を有しているということのみならず、他者による当該業務の実施可能性を検討し、随意契約理由書において明確にしておく必要がある。</p>	保健衛生課	措置済	<p>徘徊犬の捕獲や負傷動物の収容、動物の飼養管理について、必要な器具や業務経験を有しており、かつ、休日夜間等の緊急時にも対応を行うことが可能な者が業務を行うことが適切と考えます。</p> <p>他の中核市を対象に同様の業務委託の有無、契約方法に関する調査を実施しました。</p> <p>調査結果から、同様の業務委託を行っており、かつ、競争入札を実施している中核市で定めている競争入札への参加条件として1入札参加資格者名簿への登録がある、2動物に関わる業務又は施設管理に関する業務の実績がある、3市内に事業所がある、の3点が多く見られました。この3点を満たす事業者は、清美公社以外ありませんでした。</p> <p>また、本市では委託の条件として、事業者が捕獲車及び運搬車2台その他捕獲・運搬・飼育等で必要な器具等を確保するよう求めていることから、実績のない事業者が、新たに受注するのは困難と考えます。</p> <p>そういった事情を勘案し、随意契約の理由書をより明確なものに改めました。</p>	令和元年9月1日現在

平成26年度「業務委託、工事、物品購入などの公共調達について」

「結果」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
107	<p>IV. 公共調達に関する個別結果及び意見</p> <p>7. 保健所</p> <p>(2)保健予防課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約理由の不記載について（定期予防接種業務委託） <p>当該委託契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約であるが、契約締結の起案等に、随意契約の理由が明記されていない。随意契約理由について保健予防課の担当者に質問したところ、個々の病院と契約を結ぶには市内の病院の数が多すぎるため、医師会に委託するのが最も効率的であるためという回答を得た。また、保健予防課担当者の説明では、平成26年度については随意契約理由を起案に明記しているとのことであったが、実際には平成26年度においても、「契約方法 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による）」と記載されているのみであった。このような該当条文のみの記載は理由の説明に当たらない。</p> <p>保健予防課は、当該委託契約に係る随意契約の理由について、起案等に明確に説明する文章をもって文書化しなければならない。</p>	保健予防課	措置済	<p>平成28年度契約から、「予防接種法第3条の「予防接種基本計画」中に第二の役割分担で「市町村は医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行う。」となっており、専門的な知識と資格、技術及び設備を必要とし、奈良市においては予防接種が行える医師の団体は奈良市医師会のみである」旨を起案に明記し、適正な契約を締結しました。</p>	平成29年3月31日現在
108	<p>IV. 公共調達に関する個別結果及び意見</p> <p>7. 保健所</p> <p>(2)保健予防課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約理由の不記載について（高齢者インフルエンザ予防接種業務委託） <p>当該委託契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約であるが、契約締結の起案等に、随意契約の理由が明記されていない。随意契約理由について保健予防課の担当者に質問したところ、個々の病院と契約を結ぶには市内の病院の数が多すぎるため、医師会に委託するのが最も効率的であるためという回答を得た。また、保健予防課担当者の説明では、平成26年度については随意契約理由を起案に明記しているとのことであったが、実際には平成26年度においても、「契約方法 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による）」と記載されているのみであった。このような該当条文のみの記載は理由の説明に当たらない。随意契約理由の記載にあたっては、契約手続きの透明性の向上や市の説明責任の観点から、より詳細に記載することが求められる。</p> <p>保健予防課は、当該委託契約に係る随意契約の理由について、起案等に明確に説明する文章をもって文書化しなければならない。法令の趣旨を十分に斟酌したうえで、事後に検証可能な形で文書化しておくことこそが、事務精度と透明性の向上、また担当者による説明責任履行の証に繋がるのである。</p>	保健予防課	措置済	<p>平成28年度契約から、「予防接種法第3条の「予防接種基本計画」中に第二の役割分担で「市町村は医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行う。」となっており、専門的な知識と資格、技術及び設備を必要とし、奈良市においては予防接種が行える医師の団体は奈良市医師会のみである」旨を起案に明記し、適正な契約を締結しました。</p>	平成29年3月31日現在

平成26年度「業務委託、工事、物品購入などの公共調達について」
「結果」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
111	<p>IV. 公共調達に関する個別結果及び意見</p> <p>8. 環境部</p> <p>(1)企画総務課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績精算の厳密化について（し尿収集運搬業務及び手数料徴収事務委託） <p>見積額については当該業務にかかる費用が積算されていることになっているが、業者から入手しているのは総額の見積書のみである。また、汲み取り量などについての月次の委託実績報告書は受け取っているが、年度の報告書はない。業者の選定に競争の原理が導入されていない随意契約であるため、特に価格の妥当性については検証を行うことが求められる。実績精算を細かにを行い、翌年度の契約価額に反映させるべきである。</p>	廃棄物対策課	措置しない (見解の相違)	<p>廃棄物処理法施行令においては、経済性よりむしろ事業が適正に継続されることが優先されるとしており、環境省からも通知等により徹底を求められているところです。</p> <p>し尿のくみ取り世帯数やその数量については、毎年減少しているものの、残存世帯が広範囲に点在していることや、市街地以外に多く残存する傾向にあることから効率的な収集は困難です。そのため実績値の減少に合わせ単純に減額するような委託料の積算を行うことは適切ではないと考えられます。</p>	令和3年4月1日現在
111	<p>IV. 公共調達に関する個別結果及び意見</p> <p>8. 環境部</p> <p>(1)企画総務課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託料支払額の不合理な分割について（し尿収集運搬業務及び手数料徴収事務委託） <p>本業務に係る委託料につき、賞与支払月である6月と12月は24,310千円ずつ、その他の月は12,700千円ずつの支払となっている。受託者の賞与支給に伴う資金繰りに配慮したものである。</p> <p>役務の提供に応じた支払という原則に反した契約内容と支払がなされている。しかも委託先の都合のためだけに委託料支払額を時期によって増減させるのは、資金的融通に相当する行為であり、委託契約の枠を超えた別次元の判断を要するものである。加えて、その相手先は市の外郭団体であり、他の団体との取引以上に、市はその公平性と透明性の確保に努めるべきところ、このような契約が決裁されたことは不適切である。決裁を通じた市職員によるチェック機能が有効に機能しているのか疑問を抱かせる契約内容である。</p> <p>市は当該委託業務の委託料支払額の分割方法について、改める必要がある。</p>	企画総務課	措置済	<p>委託料の支払について、分割方法を見直し、平成27年度の契約においては、4月分から2月分までについては13,809千円、3月分については13,816千円と、均等に分割しました。</p>	平成27年9月30日現在
112	<p>IV. 公共調達に関する個別結果及び意見</p> <p>8. 環境部</p> <p>(1)企画総務課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約理由の希薄さについて（環境清美センター事務厚生棟と駐車場棟清掃業務） <p>上記の随意契約理由を見る限り、清掃業務としては一般的な業務内容の範疇に入るものであり、また当該業者が唯一実施可能な業者であること、すなわち他の業者にはできないことについての理由説明が欠如している。</p> <p>本来的な競争に依らず随意契約とするのであるならば、どのような調査を行ない、どのような理由でその1者しかないと判断したのかという過程と理由について具体的に説明できることが必要であり、それを随意契約理由書として文書化しておくことにより行政の説明責任が果たしうるものと考えられる。契約者が当該業務の実施能力を有しているということのみならず、他者による当該業務の実施可能性を検討し、随意契約理由書において明確にしておく必要がある。</p> <p>本件については、上記のとおり清掃業務としては一般的な業務内容の範疇に入るものと考えられることから、一般競争入札で広く門戸を広げべきと料する。</p>	企画総務課	措置済	<p>環境清美センター事務厚生棟及び駐車場棟清掃業務について、平成27年6月19日に一般競争入札を実施し、平成27年7月1日から当該落札業者と契約しました。</p>	平成27年9月30日現在

平成26年度「業務委託、工事、物品購入などの公共調達について」

「結果」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
117	<p>IV. 公共調達に関する個別結果及び意見</p> <p>8. 環境部</p> <p>(2)リサイクル推進課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約方法の再検討について（資源回収選別作業及び再生作業委託、空き缶処理作業等委託、ペットボトル処理作業委託） <p>本委託事業は地方自治法施行令（以下、「自治令」）第167条の2第2号に該当する随意契約として手続きが行われている。「その性質又は目的が競争入札に適さない」契約との認識であり、その理由として「障害者の雇用確保と社会参加を促進し、障害者福祉の増進を図る」ことが挙げられ、親の会が契約相手先として特定されている。</p> <p>しかし障害者の就業、自立を支援する政策目的に沿った調達に関しては、同条第3号が格別に規定されており、障害者支援施設や障害福祉サービス事業を行う施設等から物品を買い入れたり役務の提供を受けたりする契約について随意契約とするには、同号に該当する随意契約として「普通地方公共団体の規則で定める手続きにより」行わなければならない。</p> <p>そして、奈良市契約規則第17条の3は、自治令第167条の2第3号に規定する契約に関し、その発注見通しの公表、締結しようとする契約の事前公表及び締結後の事後公表を定めている。これは、手続きの公正性と透明性を確保する趣旨と解される。本委託事業についてはこれら法令及び規則の手続きを経ることなく2号随意契約として契約相手先を特定することにより契約しており、法令及び規則に抵触しているおそれがある。</p> <p>政策目的を理由とした契約は一般的には2号随意契約に該当するものではないと解されることである。本委託事業のように障害者の雇用確保や社会参加を目的として随意契約を行うには、自治令第167条の2第3号によるものとして、市規則に準拠した手続きを経ることにより公正性と透明性を確保することが必要である。</p> <p>なおこれに関しては、障害者の就業や自立支援に関して市が委託事業をどのように活用していくのかということを市全体として統括する機能の具備も含めた組織的な対応を要するところである。</p>	リサイクル推進課	措置済	平成31年1月から地方自治法施行令第167条の2第3号に規定する随意契約へと手続きを改めました。また、「奈良市契約規則」に基づき、契約の発注見通しの公表、事前公表及び事後公表を行いました。	令和元年9月1日現在

平成26年度「業務委託、工事、物品購入などの公共調達について」
「結果」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
119	<p>IV. 公共調達に関する個別結果及び意見 8. 環境部 (3)環境清美工場 ・ 予定価格の積算方法の見直しについて（塩化水素分析計保守点検委託） 上記委託契約に係る予定価格の算定においては、公益社団法人全国都市清掃会議が公表する「廃棄物処理施設点検補修工事積算要領」（以下、「全部清工事積算要領」）をほぼ準用して作成した、「奈良市環境清美工場点検補修積算要領書」（以下、「奈良市積算要領書」）を適用し、委託料（税抜き価格）が直接業務費、業務管理費、及び一般管理費の各費目から構成されるものとしたうえで、各費目を積算集計して委託料総額を算出している。このうち、中心的な費目である直接業務費は、使用する具体的な薬品等の材料費と保守点検費（保守点検に係る労務費）から構成されている。保守点検費は「労務単価×基準人工×割増率×その他」として計算され、（中略）まず労務単価については、奈良市技術監理課が発している労務単価一覧の中から、「技術C」職種の労務単価を用いている。これは国土交通省が公表する設計業務委託等技術者単価の設計業務に係る技術Cをそのまま採用したものであり、（中略）次に、（基準人工と実績人工の比較省略）基準人工と実績人工は大きく乖離している。この乖離は、環境清美工場では1回あたり4人日で計算しているのに対し、実際には1回につき2人日で実施されていたことが原因である。そのため、基準人工が実績人工の約2倍となっており、その分は予定価格が過大であったということである。また、割増率については、奈良市積算要領書を適用しており、（作業割増率の適用基準の表省略）当該作業は上記基準のうち、「危険作業」、「作業工程上制約のある作業（複雑な制約がある作業）」、「錯綜場所」が当てはまるとして、割増率0.9（＝0.2＋0.4＋0.3）を適用している。しかし、予定価格調書等に当該事実の記載はなく、どの割増率が適用されているのか不明確である。また、複雑な制約がある作業として割増率0.4を適用するには、上記制約条件のうち2つ以上を満たす必要があり、（中略）当該業務が「イ」と「ハ」を満たしているか判断する根拠について、明確な回答はなかった。さらに、「労務単価×基準人工×割増率×その他」の「その他」として、15%の割増しを適用している。これについては、保守点検に用いる計測機器等の損耗費として、奈良市積算要領書に定められた基準から機械設備工事の総合調整費の（労）×（10～20%）の平均値の15%を引用したとのことである。上記の結果、割増率と合わせた乗数は2倍を超えているが、分析計の保守点検にそれほどの危険が伴うのか、現在の環境清美工場の整備状況を勘案すれば疑問である。また、2倍を超える倍率を乗じた結果の労務単価は、設計業務等技術者の最高ランクである主任技術者の労務単価を超えており、下記の主任技術者の職種区分定義を参照すれば、これを超える労務単価は相対的に高すぎると考えられる。そもそも業務内容が密着的な工事ではないのに、公共建築工事積算基準の考え方に即した全部清工事積算要領を当てはめたところにも問題がある。公益社団法人全国都市清掃会議からは、全部清工事積算要領とは別に「廃棄物処理施設維持管理業務積算要領」が平成17年度より刊行されており、同積算要領に準拠して積算すべきである。同積算要領の適用範囲については、「廃棄物処理施設の維持管理のうち、施設の保守点検、運転操作監視、庶務一般、計量・投入監視業務に適用する。」とあり、焼却施設の定期点検についても明示的な記載がされている。労務単価としても、国土交通省の建築保全業務技術者労務単価を基準にして、本件委託業に何らの資格がめられていない実情を勘案すれば、保全技術員などの単価を採用するのが妥当ではないだろうか。</p> <p>上記のとおり、予定価格の積算に多くの課題が抽出された。当該業務は2号随意契約で実施されており、価格に関して競争性が働かない状況であることを勘案すると、予定価格を妥当な基準によって妥当な水準に積算する必要がある。そのためには、まず現在の奈良市積算要領書を抜本的に見直し、予定価格を構成するそれぞれの項目について、それを適用した根拠を明確にするとともに、毎年度実績と比較することにより、適用した水準の妥当性について検証する必要がある。特に予定価格の積算に係る基準人工の見積り過大については看過しがたぐ、上に指摘した課題も踏まえて、今後の契約のみならず過年度分の契約も含めて委託先との積算交渉にあたるべき事態と思料する。</p>	環境清美工場	措置済	<p>本契約の積算方法については、全都清工事積算要領を適用し、さらに内容を詳細にした「奈良市積算要領書」を作成し、補修及び各種委託業務の積算に運用してきました。この中で本件の保守点検に係る労務費の労務単価については国土交通省から公表されている設計業務委託等技術者単価の「技術C」を用いて積算していました。</p> <p>指摘後、本件の業務内容の見直しを行ったところ、「技術C」の職種が専門的な資格を有するのに対し、本業務では何らの資格を有することなく従事できるもので、内容がかけ離れていることを認識しました。現在は、別の積算基準となる「建築保全業務積算基準」（国土交通省監修）に準拠し、国土交通省建築保全業務技術者労務単価の「保全技術員」の労務単価を使用しています。</p> <p>割増率については、特殊施工における場合として「全都清工事積算要領」により適時適用するものとして作業割増を計上するものですが、適正な積算を行うため見直しを図り、錯綜場所は該当しない場合があるため除外しました。</p> <p>奈良市積算要領書については、抜本的な見直しを行い、委託契約を含め、令和3年度に「奈良市環境清美工場施設維持管理業務積算要領書」を作成しました。</p>	令和3年4月1日現在
122	<p>IV. 公共調達に関する個別結果及び意見 8. 環境部 (3)環境清美工場 ・ 見積書の吟味について（塩化水素分析計保守点検委託） 環境清美工場では、上記の方法で予定価格を算定しているが、一方、契約に際し業者が提示する見積書では、委託料は点検技術費、点検部品、車両交通費、報告書（作成費）及び諸経費から構成されており、例えば2週間点検に係る見積書には以下のような記載が見受けられる。（※表省略）</p> <p>業務受託者が提示している上記の見積書を検討すると、2週間点検技術費が一式として記載され単価と工数が明示されていない。そのため、業務受託者からの実績報告に対して当初の見積りが妥当であったかの検討が十分実施できず、見積額が妥当であったかの検証が行えない状況である。また、一般論としても見積りとしての十分性に欠けるし、諸経費の根拠も不明で検討に耐えるものとなっていない。労務単価と工数、直接経費（積み上げ分）の内訳詳細、諸経費率の根拠などについて十分に説明する内容の見積書を業務受託者から提示してもらう必要がある。</p>	環境清美工場	措置済	<p>平成28年度から数量を表示した見積書を徴取して、見積りの妥当性について十分な検証を行うこととしました。</p>	平成29年3月31日現在

平成26年度「業務委託、工事、物品購入などの公共調達について」
「結果」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
124	<p>IV. 公共調達に関する個別結果及び意見</p> <p>8. 環境部</p> <p>(4) 環境政策課</p> <p>・ 随意契約方法の再検討について（美化促進重点地域清掃業務委託）</p> <p>本委託事業は地方自治法施行令（以下、「自治令」）第167条の2第2号に該当する随意契約として手続きが行われている。「その性質又は目的が競争入札に適さない」契約との認識であり、その理由として「障害者の雇用促進と障害者福祉の増進に寄与する」ことが挙げられ、「年間約300日にもおよぶ清掃作業に従事可能な人員及び指導体制を有する団体である」として「奈良市手をつなぐ親の会」が契約相手先として特定されている。</p> <p>しかし障害者の就業、自立を支援する政策目的に沿った調達に関しては、同条第3号が格別に規定されており、障害者支援施設や障害福祉サービス事業を行う施設等から物品を買入れたる、役務の提供を受ける契約について随意契約とするには、同号に該当する随意契約として「普通地方公共団体の規則で定める手続きにより」行わなければならない。</p> <p>そして、奈良市契約規則第17条の3は、自治令第167条の2第3号に規定する契約に関し、その発注見通しの公表、締結しようとする契約の事前公表及び締結後の事後公表を定めている。これは、手続きの公正性と透明性を確保する趣旨と解される。本委託事業についてはこれら法令及び規則の手続きを経ることなく2号随意契約として契約相手先を特定することにより契約しており、法令及び規則に抵触しているおそれがある。</p> <p>政策目的を理由とした契約は一般的には2号随意契約に該当するものではないと解されるところであり、本委託事業のように障害者の雇用促進や福祉の増進を目的として随意契約を行うには、自治令第167条の2第3号によるものとして、市規則に準拠した手続きを経ることにより公正性と透明性を確保することが必要である。</p> <p>なおこれに関しては、障害者の就業や自立支援に関して市が委託事業をどのように活用していくのかということを市全体として統括する機能の具備も含めた組織的な対応を要するところである。</p>	環境政策課	措置済	<p>障害者の就業、自立を支援する政策目的に沿った調達に関しては、地方自治法施行令第167条の2第3号が格別に規定されており、障害者支援施設や障害福祉サービス事業を行う施設等から物品を買入れたる、役務の提供を受ける契約について随意契約とするには、同号に該当する随意契約として「普通地方公共団体の規則で定める手続きにより」行わなければならないとの結果を受けて、「奈良市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、地方自治法施行令第167条の2第3号に基づく随意契約を締結しました。</p>	令和2年3月31日現在
130	<p>IV. 公共調達に関する個別結果及び意見</p> <p>9. 観光経済部</p> <p>(2) 商工労政課</p> <p>・ 再委託先の変更について（起業家支援事業業務委託）</p> <p>当該業務については、受託者（株式会社まちづくり奈良）との委託契約書第12条第2項により、「受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。」とされており、事前の承諾を条件に業務の再委託を認めるものとなっている。これに従い受託者は、ビジネスカフェの大阪開催に関してNPO法人日本アントレプレナーシップアカデミーに、東京開催に関しては特定非営利活動法人エティックに、それぞれ再委託する旨の承諾を求めている。これに対して奈良市は株式会社まちづくり奈良に対して再委託承諾書を提出し、再委託の承諾を通知している。</p> <p>しかし、業務実績報告書によるとビジネスカフェの東京開催について、実際には上記の特定非営利活動法人エティックではなくNPO法人ならゆうしに再委託しており、同法人に係る再委託承諾書の提出が漏れていた。再委託承諾書では、再委託内容等に変更が生じる場合には、あらかじめ変更の申し出を行うこととされており、本来であれば再委託先を特定非営利活動法人エティックからNPO法人ならゆうしに変更する旨の変更願いを奈良市に提出し、奈良市の承諾を得る必要があった。「同社以外の委託は考えにくい」としながら再委託されているのであるから、随意契約の履行能力の確認という観点からは、再委託先の事前承諾は欠かせない。ネットワーク化の進展により行政当局においても各種団体との共催や支援等をうける活動が増加している中、業務の実質的な履行体制を把握して有効性と効率性の確保に努めることは、今後ますます重要な課題として留意されるべきである。</p>	商工労政課	措置済	<p>平成26年度の再委託については、実際に業務を行っている業者に係る再委託承認願を提出してもらい、奈良市からは再委託承諾書を交付しました。今後は、再委託が生じる場合には、委託先からの事前承諾を徹底し、その必要性について十分検討した上で再委託の可否を判断すること、また、委託業務の執行状況についても十分な精査を行うこととしました。</p>	平成27年9月30日現在

平成26年度「業務委託、工事、物品購入などの公共調達について」

「結果」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
133	<p>IV. 公共調達に関する個別結果及び意見</p> <p>10. 都市整備部</p> <p>(1)公園緑地課</p> <p>・随意契約方法の再検討について（旭水公園他清掃業務委託）</p> <p>本委託事業は地方自治法施行令（以下、「自治令」）第167条の2第2号に該当する随意契約として手続きが行われている。「その性質又は目的が競争入札に適さない」契約との認識であり、その理由として「障がい者の雇用促進と障がい者福祉の増進に寄与する」ことが挙げられ、「奈良市手をつなぐ親の会」が契約相手先として特定されている。</p> <p>しかし障害者の就業、自立を支援する政策目的に沿った調達に関しては、同条第3号が格別規定されており、障害者支援施設や障害福祉サービス事業を行う施設等から物品を買い入れたり、役務の提供を受ける契約について随意契約とするには、同号に該当する随意契約として「普通地方公共団体の規則で定める手続きにより」行わなければならない。</p> <p>そして、奈良市契約規則第17条の3は、自治令第167条の2第3号に規定する契約に関し、その発注見通しの公表、締結しようとする契約の事前公表及び締結後の事後公表を定めている。これは、手続きの公正性と透明性を確保する趣旨と解される。本委託事業についてはこれら法令及び規則の手続きを経ることなく2号随意契約として契約相手先を特定することにより契約しており、法令及び規則に抵触しているおそれがある。</p> <p>政策目的を理由とした契約は一般的には2号随意契約に該当するものではないと解されることである。本委託事業のように障害者の雇用確保や社会参加を目的として随意契約を行うには、自治令第167条の2第3号によるものとして、市規則に準拠した手続きを経ることにより公正性と透明性を確保することが必要である。特に本委託事業に関し契約の相手方とは別の法人が主体として業務を実施していることが判明したことは、3号随意契約による手続きの必要性を物語るものである。</p> <p>なおこれに関しては、障害者の就業や自立支援に関して市が委託事業をどのように活用していくのかということを一市全体として統括する機能の具備も含めた組織的な対応を要するところである。</p>	公園緑地課	措置済	外部監査の指摘を受け、他の事業契約と調整を行い、法人格を有する事業所である「奈良県手をつなぐ育成会」と地方自治法施行令第167条の2第3号に基づく契約を締結しました。	令和2年3月31日現在

平成26年度「業務委託、工事、物品購入などの公共調達について」

「結果」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
134	<p>IV. 公共調達に関する個別結果及び意見</p> <p>10. 都市整備部</p> <p>(1)公園緑地課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務完了届の不備と検査もれについて（旭水公園他清掃業務委託） <p>契約書上、奈良市手をつなぐ親の会は委託業務の完了の都度、業務完了届を提出することになっている。しかし、旭水公園の業務完了届として公園緑地課が提出を受けているのは公園清掃業務、池清掃業務、トイレ清掃業務であり、その他の業務（※）については業務完了届の提出を受けていない。（※提出の無い業務…除草、樹木管理（高木）、樹木管理（芝）、ゴミ収集（ゴミ箱））</p> <p>また、仕様書上、奈良市手をつなぐ親の会は作業完了時の報告とともに現場写真を提出することになっているが、調査の結果、写真の提出がある日とない日があり、報告事項がないから写真の提出がないのか、単に提出が漏れているのかが不明である。</p> <p>契約や仕様として定めた完了報告が不十分でありながら支出がされていることは、給付の完了を確認するための検査（地方自治法234条の2、同施行令167条の15）が適正に行われなかった証左であり、法令に抵触しているおそれがある。</p> <p>契約等で決めたことは遵守しなければならない。また、遵守できない事項を決めても無意味であるから業務完了の確認方法については、その実効性について十分に検討する必要がある。業務内容に応じて報告事項を明確にするとともに、現場写真等の提出についてもその基準を仕様書等で明確にしておく必要がある。同時に、受託者からの一方的な報告に頼るだけでなく、委託者として能動的なチェックについても検討試行されたい。</p>	公園緑地課	措置済	<p>業務についての見直しを行い、平成27年度より除草・樹木管理（高木）・樹木管理（芝）につきましては業務より削除いたしました。完了報告における写真提出については、作業を実施しているものの写真提出が不足している部分がある為、平成27年度から改めて全作業実施分の写真を提出するよう指導しました。完了報告における写真の提出については、平成29年度より作業を実施しているすべての日において提出があり、全作業分の写真を確認しました。委託者として能動的なチェックについては、平成30年度よりチェック体制を整えるよう調整を行いました。</p>	平成29年9月30日現在
138	<p>IV. 公共調達に関する個別結果及び意見</p> <p>10. 都市整備部</p> <p>(2)建築指導課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期報告制度のHP上での周知について（特殊建物及び建築設備（昇降機を除く。）の定期報告業務委託） <p>現在、奈良市のHP上で定期報告制度について紹介説明されている内容は下記（※）のみである。（※報告書138頁参照）</p> <p>定期報告の提出先として住宅センターだけが記載されているが、実際は奈良市（建築指導課指導係）においても受付可能であり、その事実が明記されていない。</p> <p>定期報告は単年度で完結するものではなく複数年度にわたり継続的に行われるものであり、情報の継続的管理の必要性及び行政運営の効率化とサービス品質の維持向上の観点から、奈良県下の全ての特定行政庁（奈良県、奈良市、橿原市、生駒市）が住宅センターに当該受付業務を集中的に委託していることは、理解されるところである。よって制度上は奈良市においても受付可能である点を示した上で、上記等の理由により住宅センターでの受付を推奨要望する旨を説明するべきである。また、委託先である住宅センターにおいて指導手数料を徴収することについても合わせて掲載する必要がある。</p>	建築指導課	措置済	<p>奈良市HP上での定期報告制度の記載については、受付台帳を一本化するために、定期報告の提出先を「なら建築住宅センター」のみにしていましたが、平成28年6月から、HPの該当ページに「もしくは、奈良市都市整備部建築指導課」と追記し、当該窓口へ提出された場合でも受け付けることが可能であることを明記しました。</p> <p>また、同センターのHPにリンクを貼り、同センターが指導手数料を徴収して実施している支援サービスを受ける場合（有料）と受け取らない場合（無料）のフロー等の確認ができるように改善しました。</p>	平成29年3月31日現在